

Ⅲ 各自治体の許可手数料

【滋賀県】（日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）

各町の手数料に関する条例において規定

【大津市】

区分		単位	手数料
看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	880円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	1,660円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	2,120円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	4,260円
	同 10 ㎡以上のもの	同	6,200円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 2,120円を加算した額
立看板及び広告旗		同	500円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	840円
はり札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	180円
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	840円
アーチ広告物		1個	8,340円
広告幕		1枚	840円
アドバルーン		1個	2,120円
ぼんぼり		同	180円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可審査手数料を徴収する。

注2 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【彦根市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
貼り紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 貼り紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【長浜市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【近江八幡市】

区分		単位	手数料
看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡増すごとに 1,060円を加算した額
立看板及び広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
はり札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可手数料を徴収する。

注 2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として算定する。

【草津市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注 2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【守山市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注 2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【栗東市】

区 分		単位	手数料金額（@/年・@/件）
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満	1個	440円
	1 ㎡以上 2 ㎡未満	同	830円
	2 ㎡以上 5 ㎡未満	同	1060円
	5 ㎡以上 10 ㎡未満	同	2130円
	10 ㎡以上	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（つり下げるものを含む。以下同じ）		100枚	420円
はり札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱及び街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額に許可年数を乗じて得た額となります（例えば、許可期間が2年以内の場合は2倍、3年以内の場合は3倍となります）。

注2 はり紙の単位について、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。

注3 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用します。

【甲賀市】

区 分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【野洲市】

区 分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【湖南市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注 2 屋外広告物の許可期間が 1 年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。

注 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【高島市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注 2 屋外広告物の許可期間が 1 年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。

注 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【東近江市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注 2 屋外広告物の許可期間が 1 年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。

注 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【米原市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 ㎡未満のもの	1個	440円
	同 1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	同	830円
	同 2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	同	1,060円
	同 5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	同	2,130円
	同 10 ㎡以上のもの	同	3,100円に 10 ㎡を超える部分の面積が 5 ㎡を増すごとに 1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積 0.15 ㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注 2 屋外広告物の許可期間が 1 年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。

注 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【京都府】（京都市、宇治市及び伊根町 以外 ※車両広告を除く）

(1) 京都市、宇治市及び伊根町以外の市町村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

広告物の種類	手数料
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1 基又は 1 個につき広さ 5 m ² まで 1,500円 広さ 5 m ² を超える部分につき 5 m ² までごとに 750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1 枚、1 基又は 1 個につき 広さ 5 m ² まで 1,000円（舞鶴市 1,500円） 広さ 5 m ² を超える部分につき 5 m ² までごとに 500円（舞鶴市 750円）
気球広告物	1 個につき 750円（舞鶴市 1,350円） 京丹後市・与謝野町 500円
横断幕及び幕広告	1 張につき 250円（舞鶴市 500円）
電柱広告物及び街灯柱広告物	1 個につき 250円（舞鶴市 500円）
立看板、はり札、導標識、スタンドその他これらに類するもの	1 個につき 250円（舞鶴市 500円）
はり紙	1 0 0 枚までごとに 300円（舞鶴市 600円）

注：この表において「広さ」とは、広告物の表示面積の合計をいう。

(2) 府内全域

車両広告	1 件につき面積が 5 m ² まで 1,020円 面積が 5 m ² を超える部分につき 5 m ² までごとに 510円
------	--

【京都市】

○ 屋外広告物（ポスター、のぼりその他の軽易なものを除く。）

区分	単位	手数料
建築物等定着型屋外 広告物等	ひさし看板等	4,200円
	その他の屋外広告物又は掲出 物件	2,600円
その他の屋外広告物 又は掲出物件 (独立型屋外広告物等)	1 個につき面積 5 m ² ま でごとに	2,600円
	その他のもの	800円
アドバルーンにより表示する屋外広告物		800円
車両等に表示する屋外広告物及び掲出物件		2,600円

備考 1：次に掲げる屋外広告物又は掲出物件に係る手数料は、この表により計算した額に、それぞれ次に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 照明付きの屋外広告物（(2) 及び (3) に規定する屋外広告物を除く。）又はその掲出物件・・・1.5
- (2) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件・・・3
- (3) 同一の申請者が表示する屋外広告物で、その位置、規模及び形態を変えず、その表示面積の意匠が定期（6 月以内）に変更されることが申請の際に予定されているもの・・・0.5

備考 2：許可の有効期間

- (1) アドバルーンにより表示する屋外広告物・・・7 日以内
- (2) (1) 以外の屋外広告物または掲出物件・・・3 年以内

○ ポスター、のぼりその他の軽易な屋外広告物

区分	単位	手数料
ポスター、貼紙、貼り札その他これらに類するもの	1 0 0 枚までごと	300円
のぼりその他これに類するもの	5 本までごと	
のれん、立て看板及びちょうちんその他これに類するもの	1 個	
小旗	5 0 個までごと	
幕	1 0 m ² までごと	

備考：許可の有効期間は 3 月以内

（計算例）

- ・壁面平付け看板等（照明付き）で面積が 28 m²の場合 <基本額><面積加算><照明> 2,600(円) × 6 × 1.5 = 23,400(円)
- ・2 本支柱の独立型屋外広告物等（照明なし）で面積が 10 m²の場合 <基本額><面積加算> 2,600(円) × 2 = 5,200(円)
- ・可変表示式の広告スタンド（照明付き）で面積が 2 m²の場合 <基本額><可変表示式> 800(円) × 3 = 2,400(円)

【宇治市】

広告物の種類	手数料
屋上広告物、屋上広告塔	1 個につき面積 2 ㎡まで 1,000円 面積 2 ㎡超～5 ㎡まで 2,500円 以降 5 ㎡を超えるごとに 3,000円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物、一般広告塔、アーチ広告物その他の広告物の類	1 個につき面積 2 ㎡まで 800円 面積 2 ㎡超～5 ㎡まで 2,000円 以降 5 ㎡を超えるごとに 2,500円
立看板、スタンドその他これらに類するもの	1 個につき 500円
幕広告（懸垂幕）	1 張につき 500円
横断幕	1 張につき 1,000円
気球広告物	1 個につき 750円
広告旗、はり札、導標板その他これらに類するもの	1 個につき 250円
はり紙	1 件につき 1 0 0 枚まで 500円
※照明付広告物	上記金額の 1. 5 倍
※可変表示式広告物	上記金額の 2 倍

【伊根町】

広告物の種類	手数料
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1 件につき面積が 5 ㎡まで 1,500円 面積が 5 ㎡を超える部分につき 5 ㎡までごとに 750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1 件につき面積が 5 ㎡まで 1,000円 面積が 5 ㎡を超える部分につき 5 ㎡までごとに 500円
気球広告物	1 個につき 750円
横断幕、幕広告	1 張につき 250円
電柱広告物、街灯柱広告物	1 個につき 250円
立看板、はり札、導標板、スタンドその他これらに類するもの	1 個につき 250円
はり紙	1 件につき 1 0 0 枚まで 300円

【大阪府】（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市及び茨木市以外）

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2㎡未満のもの	1件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額

備考1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。

備考2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【大阪市】

広告物の種類	単位	手数料
広告塔及び広告板	5㎡までごとに	950円
電柱及びこれに類するものを利用する広告	1個	200円
電車またはバス等の車体を利用する広告	1個	200円
小型看板	1個	200円
広告幕	1張	300円
アドバルーン	1個	500円
法第7条第4項に指定する広告旗および立看板等	1枚又は1本	150円
はり紙及びはり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ）	100枚につき	200円

備考1. 広告物の表示及び当該広告物を掲出する物件の設置の許可申請が同時にあった場合は、それらを1件とみなし、手数料については高額のものによる。

備考2. 広告物を掲出する物件の設置のみ許可申請があった場合の手数料は、当該物件に掲出されるべき広告物の区分に対応する手数料の額による。

備考3. はり紙及びはり札等の手数料の算定方法については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【堺市】

区分	単位	手数料
アドバルーン	1個	650円
広告幕	1枚又は1本	350円
広告旗又は立看板等	1枚又は1本	200円
はり紙又ははり札等	100枚	250円
電車又は自動車の車体を利用する広告	1個	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2㎡未満のもの	450円
	表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの	1,000円
	表示面積が5㎡を超えるもの	1,000円に当該超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの	1個	1,000円

備考1. 広告物の表示に係る申請と、当該掲出物件の設置に係る申請とは、それぞれ別件の申請とする。ただし、掲出物件の設置の申請と合わせて当該物件に表示する広告物の表示の申請があったときは、これらを1件の申請とみなして、当該掲出物件に係る許可申請手数料と当該広告物に係る許可申請手数料とのうち、いずれか高額な方の許可申請手数料のみを徴収する。

備考2. はり紙又ははり札等の枚数の算定については、100枚に満たない端数は、100枚に切り上げる。

備考3. この表の規定は、広告物又は掲出物件の変更の許可又は更新の許可に係る許可申請手数料についても適用する。

備考4. 骨組みのみの工作物その他表示面積を基準として許可申請手数料を算定することが適当でない広告物又は掲出物件については、この表中「表示面積」とあるのは「長辺の長さ」と、「平方メートル」とあるのは「メートル」と読み替えて許可申請手数料を算定する。

【豊中市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
立看板、のぼり旗又は簡易広告板		1 枚又は1 本	200円
はり紙又ははり札		100枚（100枚未満は、100枚とする）を超えるごとに	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2㎡未満のもの	1 件	450円
	表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	表示面積が5平方メートルを超えるもの		1,000円に当該超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
車両を利用するもの	表示面積が4㎡未満のもの	1 個	250円
	上記以外のもの	1 台	2,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。

【高槻市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
立看板、のぼり旗又は簡易広告板		1 枚又は1 本	200円
はり紙又ははり札		100枚（100枚未満は、100枚とする）を超えるごとに	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2㎡未満のもの	1 件	450円
	表示面積が2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	表示面積が5㎡を超えるもの		1,000円に当該超える表示面積5㎡までごとに1,000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの			1,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とする。

【枚方市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告旗		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2㎡のもの	1件	450円
	2㎡以上 5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に 5㎡を超える面積が 5㎡までごとに1,000円を加算した額

備考1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数を徴収する。

2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【八尾市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板等			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2㎡のもの	1件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの		1 件	1,000円

備考1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数を徴収する。

2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【東大阪市】

区分		単位	金額
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
広告旗又は立看板等		1 枚又は 1 本	200円
はり紙又ははり札等		100枚（その数が100枚未満であるときはその数を100枚とし、その数に100枚未満の端数があるときはその端数を100枚とする）	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	面積が 2 ㎡未満のもの	1 件	450円
	面積が 2 ㎡以上 5 ㎡以下のもの		1,000円
	面積が 5 ㎡を超えるのもの		1,000円に 5 ㎡を超える面積が 5 ㎡までごとに1,000円を加算した額
上記のいずれにも該当しないもの		1 件	1,000円

備考：広告物の表示及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とみなし、当該掲出物件についての手数料を徴収する。

【寝屋川市】

区分		単位	手数料
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	2 ㎡未満のもの	1件	450円
	2 ㎡以上 5 ㎡以下のもの		1,000円
	5 ㎡を超えるもの		1,000円に 5 ㎡を超える面積が 5 ㎡までごとに1,000円を加算した額

備考 1. 広告物および当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物を掲出する物件についての手数料を徴収する。

2. はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

【吹田市】

区分		単位	金額
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100枚	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）	表示面積が2平方メートル未満のもの	1 件	450円
	表示面積が2平方メートル以上5平方メートル以下のもの		1,000円
	表示面積が5平方メートルを超えるのもの		1,000円に当該超える表示面積5平方メートルまでごとに1,000円を加算した額
車両を利用するもの	表示面積が4平方メートル未満のもの	1 個	250円
	上記以外のもの	1 台	2,000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とする。

【茨木市】

区分		単位	金額
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
広告旗			350円
立看板等		1 基	200円
はり紙又ははり札		100枚までごと	250円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示される広告物を含む。）	表示面積が 2 平方メートル未満のもの	1 件	450円
	表示面積が 2 平方メートル以上 5 平方メートル以下のもの		1, 000円
	表示面積が 5 平方メートルを超えるのもの		1, 000円に当該超える表示面積 5 平方メートルまでごとに1, 000円を加算した
車両を利用するもの	表示面積が 4 平方メートル未満のもの	1 個	250円
	上記以外のもの	1 台	2, 000円

備考：広告物及び当該広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを 1 件とする。

【兵庫県】（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市 以外
※電車車体広告物を除く）

以下のもの以外については、各自治体において規定

広告物の区分	手数料	許可期間
電車車体広告物 (県許可)	1 両につき 3,000円	1 年以内

【神戸市】

種類	手数料	許可期間
ポスター又ははり紙	100枚までごとに 200円	1ヶ月以内
はり札	100枚までごとに 0. 1㎡以内のもの 400円 0. 1㎡を超えるもの 800円	2ヶ月以内
地上広告物	1個につき	3年以内
屋上広告物	面積5㎡以内のもの 1,000円	
壁面利用広告物		
突出広告物	面積5㎡を超えるものは、5㎡までごとに、1,000円を加算する。	
アーチ型広告物		
電柱広告、街灯柱利用広告物、標識利用広告物、その他これらに類するもの	1個 400円	1年以内
車体利用広告 (電車、自動車等)	1台(両)につき5㎡ごとに 400円 (上限2,000円)	1年以内
立看板、アドバルーン、幕類	1個 400円	2ヶ月以内
その他のもの	1個 400円	1年以内

【姫路市】

広告物の区分	単位	手数料
看板、広告板、広告塔	1 件につき 面積 5 m ² までごとににつき	1,000円
アーチ利用広告物	1 基につき	4,000円
アーケード利用広告物	1 個につき	300円
電柱・街灯利用広告物	1 個につき	300円
標識利用広告物	1 個につき	300円
自動車の車体利用広告物 (側部にあつては 3 m ² 以下、後部にあつては 1 m ² 以下に限り宣伝車を除く)	1 個につき	300円
宣伝車及び 6. の項に掲げる広告物以外の自動車の車体利用広告物	1 台につき	2,000円
電車の車体利用広告物	1 両につき	3,000円
広告幕	1 枚につき	300円
アドバルーン	1 個につき	800円
のぼり、旗	1 個につき	300円
立看板	1 個につき	300円
はり紙、はり札	1 0 0 枚までごとににつき	300円
その他の広告物	1 枚、1 基又は 1 個につき	300円

【尼崎市】

広告物の区分		単位	手数料	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5 m ² 未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5 m ² 以上10 m ² 未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10 m ² 以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15 m ² を超えるものは、3,000円に15 m ² を超える5 m ² 又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	印刷したフィルムを車体にはり付ける場合及び同一車体に7個以上掲出するとき又は1個の表示面積が3 m ² を超えるもの	1台につき	2,000円	
	上記以外のもの	1個につき	300円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【明石市】

広告物の区分		単位	手数料	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5 m ² 未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5 m ² 以上10 m ² 未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10 m ² 以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15 m ² を超えるものは、3,000円に15 m ² を超える5 m ² 又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	3 m ² 以下のもの	1個につき	300円 ただし、車1台につき合計金額が2,000円を超える場合は、2,000円とする。	
	3 m ² を超えるもの	車1台につき	2,000円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【西宮市】

広告物の区分		単位	手数料	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	印刷したフィルムを車体にはり付ける場合でその表示面積が3㎡を超えるもの	1台につき	2,000円	
	上記以外のもの	1個につき	300円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【芦屋市】

広告物の区分	手数料	許可期間
看板、広告板、広告塔、アーケード利用によるもの	・ 5㎡未満のもの1枚又は1基につき 1,000円	2年以内
	・ 5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき 2,000円	
	・ 10㎡以上のもの1枚又は1基につき 3,000円	
	ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの	1基につき 4,000円	1年以内
宣伝車	1台につき 2,000円	
電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円	
バス停留所標識利用広告物	1個につき 300円	
車体利用広告物	3㎡以下 300円	
	合計が2,000円を超える場合1台につき 2,000円	
	3㎡超 2,000円	
	ラッピングバス 2,000円	
広告幕	1枚につき 300円	90日以内
のぼり・広告旗	1個につき 300円	
はり紙・はり札	100枚につき 300円	30日以内
	※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする	
立看板	1個につき 300円	
その他の広告物	1枚（基、個）につき 300円	

※屋外広告主などの有資格者が管理者として設置され、適切に管理を行う場合、上記の許可期間に1年を加えること

【豊岡市】

広告物の区分	手数料	許可期間
看板、広告板、広告塔によるもの	・ 5㎡未満のもの1枚又は1基につき 1,000円 ・ 5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき 2,000円 ・ 10㎡以上のもの1枚又は1基につき 3,000円 ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	2年以内
アーチによるもの	1基につき 4,000円	1年以内
宣伝車	1台につき 2,000円	
電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円	
標識利用広告物	1個につき 300円	
車体利用広告物	1個につき 300円	
アドバルーン	1個につき 800円	30日以内
広告幕	1枚につき 300円	
のぼり・旗	1個につき 300円	
はり紙・はり札	100枚につき 300円 ※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする	
立看板	1個につき 300円	
その他の広告物	1枚（基、個）につき 300円	

【丹波篠山市】

広告物の区分	手数料	許可期間
看板、広告板、広告塔によるもの	・ 5㎡未満のもの1枚又は1基につき 1,000円 ・ 5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき 2,000円 ・ 10㎡以上のもの1枚又は1基につき 3,000円 ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	2年以内
アーチによるもの	1基につき 4,000円	1年以内
宣伝車	1台につき 2,000円	
電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円	
標識利用広告物	1個につき 300円	
車体利用広告物	1個につき 300円	
アドバルーン	1個につき 800円	3月以内
広告幕	1枚につき 300円	
のぼり・旗	1個につき 300円	
はり紙・はり札	100枚につき 300円 ※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする	
立看板	1個につき 300円	
その他の広告物	1枚（基、個）につき 300円	

【奈良県】（奈良市及び橿原市 以外）

1 件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいう。

（１）下市町、上北山村及び川上村以外の市町村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等の広告物	1 個の広さ 5 ㎡までごとにつき	1,500円
気球広告物	1 個	1,000円
広告幕※	1 枚	500円
電柱広告物	1 件 5 個までごとにつき	1,000円
立看板	1 件 5 個までごとにつき	1,000円
はり札	1 件 5 個までごとにつき	500円
はり紙	1 件 1 0 0 枚までごとにつき	500円

※安堵町… 1 枚につき1,000円

（２）下市町・上北山村・川上村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等の広告物	1 個の広さ 5 ㎡までごとにつき	880円
気球広告物	1 個	880円
広告幕	1 枚	500円
電柱広告物	1 件 5 個までごとにつき	880円
立看板	1 件 5 個までごとにつき	880円
はり札	1 件 5 個までごとにつき	500円
はり紙	1 件 1 0 0 枚までごとにつき	500円

【奈良市】及び【橿原市】

1 件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいう。

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、広告板、壁面広告物、塀垣広告物等の広告物	1 個の広さ 5 ㎡までごとにつき	1,500円
気球広告物	1 個	1,000円
広告幕	1 枚	500円
電柱広告物	1 件 5 個までごとにつき	1,000円
立看板	1 件 5 個までごとにつき	1,000円
はり札	1 件 5 個までごとにつき	500円
はり紙	1 件 1 0 0 枚までごとにつき	500円

【和歌山県】（和歌山市 以外）

各市町村の手数料に関する条例により規定されている。

【和歌山市】

区分		単位	金額
建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物	1 平方メートル以内のもの	1 個につき	400円
	1 平方メートルを超え 2 平方メートル以内のもの		700円
	2 平方メートルを超え 5 平方メートル以内のもの		1, 100円
	5 平方メートルを超えるもの		1, 100円に 5 平方メートルまでごとに 1, 100円を加算した額
はり紙及びはり札		1 件につき 1 0 0 枚までごとに	400円
立看板		1 個につき	250円
置看板			500円
広告幕		1 枚につき	400円
のぼり旗		1 個につき	250円
電柱、街灯柱その他電柱の類並びにアーチ及びアーケードの支柱並びに標識を利用する広告物			400円
アドバルーン			1, 000円
ぼんぼり			250円
備考			
1 形状及び意匠が同一のものは、1 件とする。			
2 表示面積の変更を伴わない変更又は改造の許可等の手数料については、この表に定める額の 2 分の 1 の額とする。			